

令和 2 年度第 1 回戸田市住居表示整備審議会（稟議式）

報告案件説明資料

報告案件：町界町名変更の戸田市議会への提出について

(1) 概要

新住所の施行にあたり、地方自治法第 260 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、市議会の議決を経た上で告示する必要があります。

【参考】地方自治法（抜粋）
第 260 条

市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

(2) 議会提出資料（資料 3 「町の区域及び名称の変更案」に係る議案（案）参照）

当審議会での承認を得た街区設定の内容を議会に諮るため、次の資料を戸田市議会 12 月定例会に提出いたします。

- ・議案書「町の区域を新たに画し及び変更することについて」
- ・変更調書（地区内の地番を新しい街区ごとに分けて記載したもの）

【用語説明】

町の区域を新たに画すること・・・美女木北 1 丁目から 3 丁目の区域を設定すること。

町の区域を変更すること・・・美女木 1 丁目及び美女木東一丁目に編入すること。

〈参考〉スケジュール

町界町名地番整理に係るスケジュール（案）は次のとおりです。

これまでの経過	美女木向田地区における住所整理着手	令和元年 5 月
	令和元年度第 1 回戸田市住居表示整備審議会開催	令和元年 7 月
	新しい町割・町名のアンケート調査実施	令和元年 8 月
	令和元年度第 2 回戸田市住居表示整備審議会開催	令和元年 10 月
	町の区域及び名称の変更案に係る縦覧の実施	令和元年 10～11 月
	町界町名地番整理案について法務局担当者との打合せ	令和 2 年 9 月
	令和 2 年度第 1 回戸田市住居表示整備審議会（稟議式）の実施	令和 2 年 9 月
これからの予定(案)	「町の区域を新たに画し及び変更することについて」議会提出	令和 2 年 12 月
	新旧地番・住所対照表の作成	令和 3 年 5～7 月
	住所変更手続きに係る個人・法人用パンフレット作成	令和 3 年 5～7 月
	地区住民等に向けた住所変更手続き説明会開催	令和 3 年 8～9 月
	「新住所の施行を令和 3 年 11 月 1 日とすることについて」告示	令和 3 年 10 月
	新住所の施行（効力の発生）	令和 3 年 11 月 1 日